

令和3年度

「新温泉町出生祝品贈呈事業（はっぴ～べいび～ちけっと）」

取扱登録事業者募集！

新温泉町の次世代を担う子どもの誕生を祝福するために出生祝品として贈呈するため「はっぴ～べいび～ちけっと」を発行することとなりました。

取扱登録事業者を下記の「実施要領」のとおり募集いたしますので、ご希望の事業者は、別添の取扱登録事業者（様式1号）を新温泉町商工会へ提出して下さい。

「新温泉町出生祝品贈呈事業」実施要領

1. 名称	「はっぴ～べいび～ちけっと」
2. 事業主体	新温泉町（新温泉町商工会は換金等を受託）
3. 利用期間	令和3年6月1日（火）から通年。（次年度以降継続予定）
4. 内容	①新生児1人につき1セット（1セット50,000円分）の商品券 ②額面1,000円が50枚で1セット ③利用者 令和3年4月2日以後出生した者（年間60人想定）
5. 商品券の進呈	新温泉町（町民安全課）
6. 取扱登録事業者	新温泉町内の事業者で本事業の趣旨に賛同し取扱申込をする事業者とする。
7. 取扱登録事業者の募集	①取扱登録を希望する事業者は、別紙「取扱登録申込書（様式1号）」にて本会浜坂本所又は温泉支所に申し込むものとする。 ②「スーパーワクワク元気券」と併せての申込とします。片方のみ取り扱いは不可。
8. 事業者負担	事業者負担はありません。
9. 回収商品券の換金方法	①本会は事業者の請求を受けた後、事業者の指定する金融機関に次の指定期日に送金する。尚、金融機関休業日の場合は翌営業日とする。（月2回） ・毎月15日までに請求された商品券は、20日に支払いをする。 ・毎月末日までに請求された商品券は、翌月5日に支払いをする。 ②事業者は、回収商品券の指定箇所に記名し、換金請求書（様式2号）を添付し本会に請求する。
10. 利用者へのPR	①事業者に「はっぴ～べいび～ちけっと」の登録証を配付する。 ②利用者に取扱店を周知する。
11. 取扱登録申込期間	<u>令和3年5月21日（金）まで</u> ※期限厳守